

## 第 2 章      ごみ処理の現状と課題



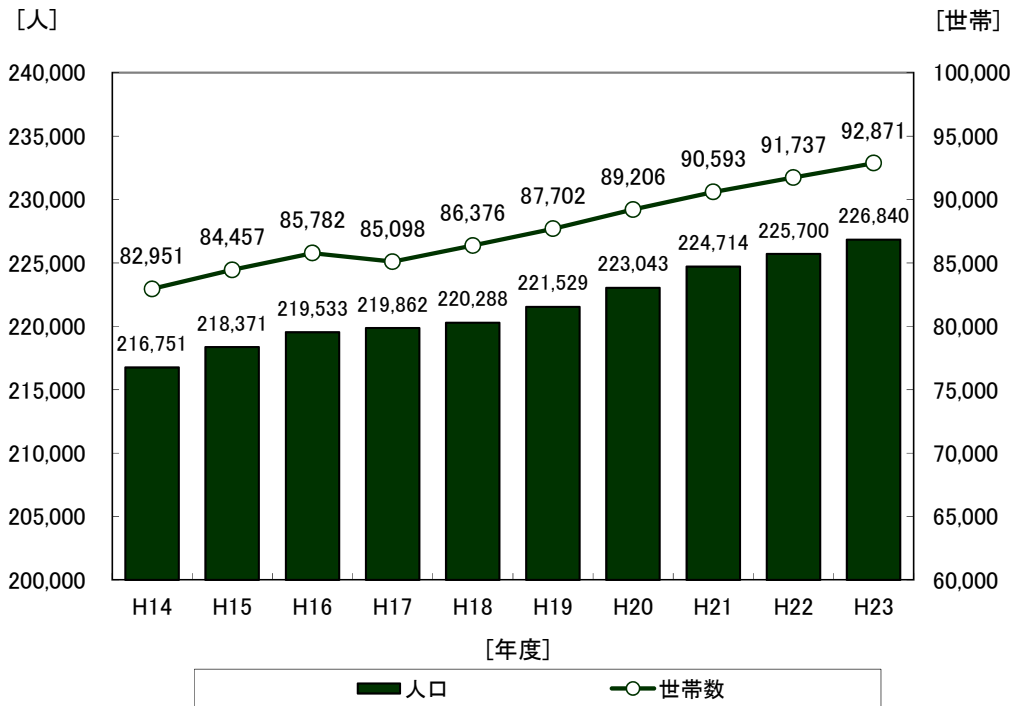
# 第1節 ごみ処理にかかわる環境の変化

## 1 人口の推移

市制を敷いた昭和29年（1954年）に、4万人余であった本市の人口は、住宅都市として発展した昭和40年代には年平均6%の急増時代を経て、阪神淡路大震災で一時的に減少し、その後再び上昇、現在では22万人台に達し、微増傾向にある。

一方、人口構造は少子高齢化が進んでおり、老年人口は約22%を超える状況にある。

加えて平均世帯人数も低下の一途をたどっており、一人住みの世帯も増え、高齢化とあいまってステーションへのごみ出しが困難な家庭が増えつつある。



出典：平成23年度 宝塚市統計書（各年10月1日現在）

図 2-1 人口及び世帯数の推移

表 2-1 人口及び世帯数の推移

区分 \ 年度	H14	H15	H16	H17	H18
世帯数[世帯]	82,951	84,457	85,782	85,098	86,376
人口[人]	216,751	218,371	219,533	219,862	220,288
平均世帯人数[人/世帯]	2.61	2.59	2.56	2.58	2.55

区分 \ 年度	H19	H20	H21	H22	H23
世帯数[世帯]	87,702	89,206	90,593	91,737	92,871
人口[人]	221,529	223,043	224,714	225,700	226,840
平均世帯人数[人/世帯]	2.53	2.5	2.48	2.46	2.44

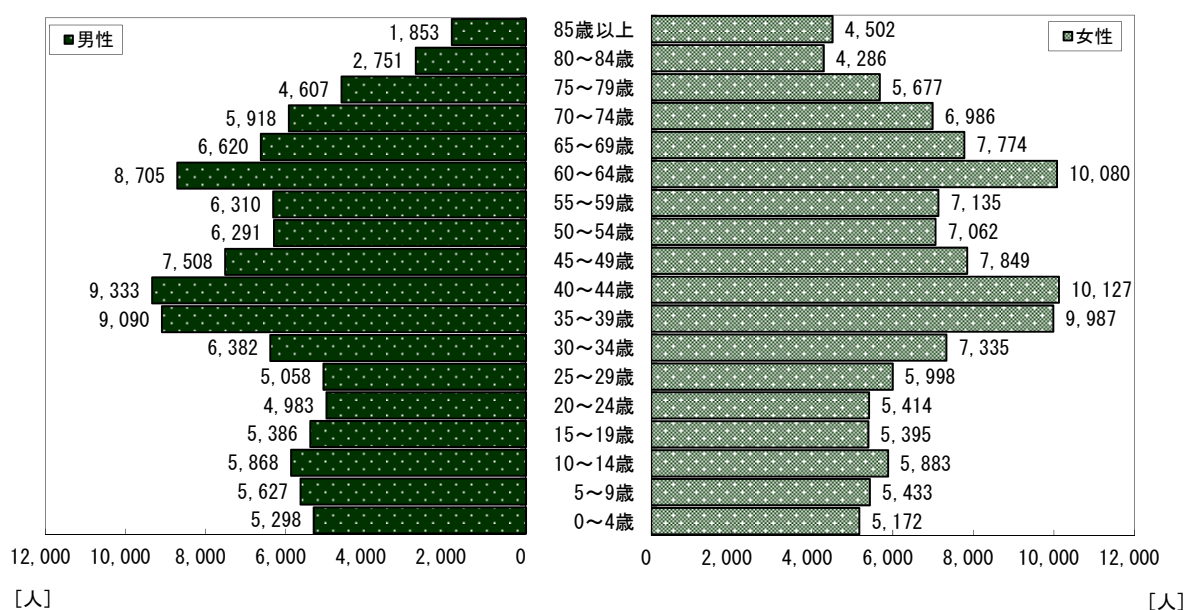
出典：平成23年度 宝塚市統計書（各年10月1日現在）

表 2-2 年齢別人口の推移

(単位：人)

年 齢	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総数	201,862	202,544	213,037	219,862	225,700
年少人口(0～14 歳)	37,485	32,339	31,877	32,069	32,168
生産年齢人口(5～64 歳)	143,245	144,747	148,177	144,472	142,599
老年人口(65 歳以上)	20,405	25,353	32,553	41,121	50,453

出典：市ホームページより平成 22 年国勢調査集計結果



※外国人人口を除く

出典：平成 23 年度 宝塚市統計書（平成 23 年 9 月末現在）

図 2-2 人口ピラミッド

## 2 産業構造について

本市の産業中分類別事業数及び従業者数（大分類）を表 2-3 に示す。

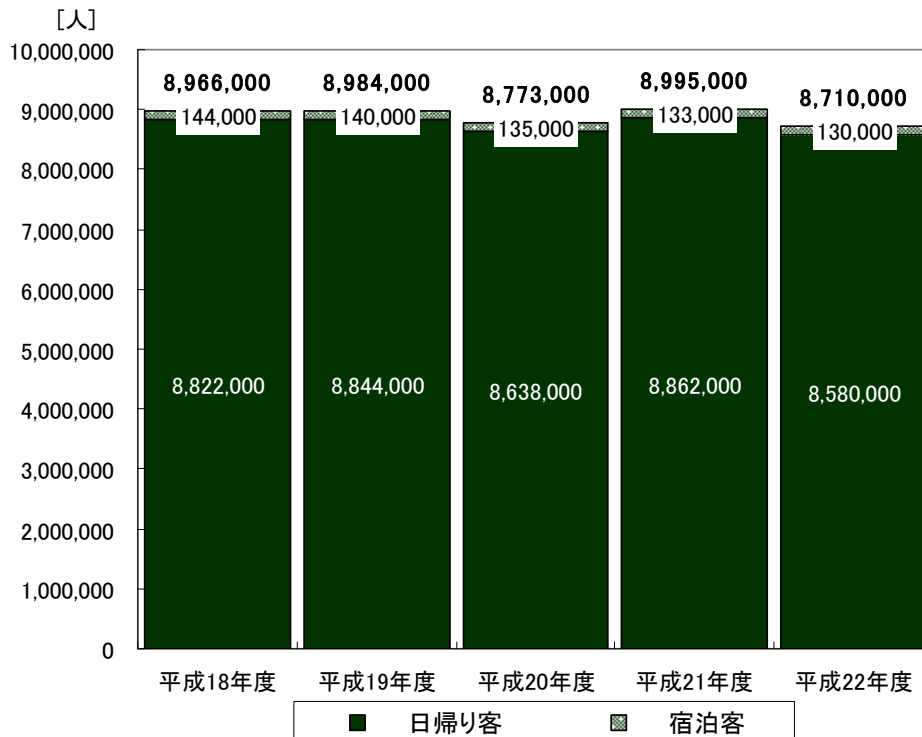
「卸売業、小売業」が 25.1% で最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 12.5%、「不動産業、物品賃貸業」が 10.9% となっている。

表 2-3 産業中分類別事業数及び従業者数（大分類）（平成 21 年 7 月 1 日現在）

分類	項目	事業所数（事業所）	従業者数（人）
全	産 業	5,969 (100.0%)	60,914 (100.0%)
農	業、林業	31 (0.5%)	274 (0.4%)
漁	業	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業		-	-
建	設 業	478 (8.0%)	3,290 (5.4%)
製	造 業	174 (2.9%)	5,248 (8.6%)
電気、ガス、熱供給、水道業		9 (0.2%)	197 (0.3%)
情 報 通 信 業		59 (1.0%)	446 (0.7%)
運 輸 業、郵 便 業		58 (1.0%)	2,482 (4.1%)
卸 売 業、小 売 業		1,500 (25.1%)	11,944 (19.6%)
金 融 業、保 険 業		73 (1.2%)	755 (1.2%)
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業		649 (10.9%)	2,176 (3.6%)
学 術 研 究、専 門 技 術 サ ー ビ ス 業		223 (3.7%)	1,208 (2.0%)
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業		747 (12.5%)	6,610 (10.9%)
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業		585 (9.8%)	5,727 (9.4%)
教 育、学 習 支 援 業		338 (5.7%)	4,949 (8.1%)
医 療、福 祉		611 (10.2%)	10,185 (16.7%)
複 合 サ ー ビ ス 事 業		30 (0.5%)	281 (0.5%)
サ ー ビ ス 業（他に分類されないもの）		374 (6.3%)	3,333 (5.5%)
公 務（他に分類されるものを除く）		30 (0.5%)	1,809 (3.0%)

出典：平成 23 年度 宝塚市統計書（総務省統計局「平成 21 年経済センサス-基礎調査報告」）

かつては、年間の観光客数が1,000万人を超える観光都市であったが、温泉街の衰退、宝塚ファミリーランドの閉園などにより、観光客数は減少、現在では900万人弱で横ばい傾向である。



出典：平成23年度 宝塚市統計書

図 2-3 観光客数の推移

### 3 土地利用状況

本市の土地利用の状況を表 2-4 に示す。

本市では、都市としての安全性や利便性を高めるとともに、すべての人々が安心して快適に生活できる、ゆとりとうるおいのあるまちづくりのため、適正な規制や誘導によって、それぞれの地域の特性に応じた土地利用の実現に努めている。

近年の土地利用の変化を見ると、農地、工業地が減少し、住宅地、商業地への転換が進んでいる。

表 2-4 土地利用状況

(単位: m<sup>2</sup>)

年次	総面積 (km <sup>2</sup> )	田	畑	宅地	山林	牧場・原野	その他
平成20年	101.80	3,823,120	634,463	14,040,442	34,573,579	319,094	48,409,291
平成21年	101.80	3,806,771	628,424	14,122,071	34,573,213	319,373	48,350,137
平成22年	101.80 (100.0%)	3,783,438 (3.7%)	625,033 (0.6%)	14,172,760 (13.9%)	35,182,333 (34.6%)	337,829 (0.3%)	47,698,586 (46.9%)

※ 各年1月1日現在。

※ 総面積は、国土地理院が境界未定としているため総務省統計局が推定した数値（各年の前年10月1日現在）

※ その他とは、道路、公共用地、池沼、公園、墓地等を示す。

出典：平成23年度 宝塚市統計書

## 4 関係法令

### (1) 関係法令の概要

平成13年(2001年)1月「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これを契機に、特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されている。関連法の概要を次に示す。

表 2-5 関連法の概要

年月	関連法	概要
H6.8	環境基本法完全施行(環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者および国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
H12.4	容器包装リサイクル法完全施行	一般家庭から排出されるゴミの容積比で6割、重量比で2~3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
H13.1	循環型社会形成推進基本法施行(循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取り組みの推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
H13.4	家電リサイクル法完全施行(家電品)	平成13年4月以降、エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取および製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金および運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法完全施行(各種製品、パソコン等)	10業種・69品目(一般廃棄物および産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取り組みを求めており、紙製容器包装およびプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法完全施行(自治体の調達品)	国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、環境物品等の情報提供の推進および環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
H13.5	食品リサイクル法完全施行(食品残渣)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
H14.5	建設リサイクル法完全施行(建設廃棄物)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
H17.1	自動車リサイクル法完全施行(自動車)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル)を負担することが義務付けられています。
H25.4 施行予定	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。

## (2) 国の方針、県の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきたが、循環型社会形成推進基本法が施行され、廃棄物処理の考え方が大きく変わった。廃棄物処理の優先順位が明確となり、①廃棄物の発生抑制②再使用③再生利用④資源化できないものは燃やして熱回収⑤最後にどうしても処理しなければならないものは適正処理という順序となり、ごみを作らない持続可能な循環型社会の構築を目指すこととなった。この基本法を受けて廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになった。

次に廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過を示す。

表 2-6 国の方針・県の計画等の経過

年 月	関連する計画等
平成13年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成13年 5月	ひょうご循環社会ビジョン（兵庫県）
平成14年 3月	「兵庫県廃棄物処理計画」策定（兵庫県）
平成15年 3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成15年 3月	「ひょうごエコタウン構想」策定（兵庫県）
平成17年 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成19年 3月	「兵庫県廃棄物処理計画」改定（兵庫県）
平成20年 3月	循環型社会形成推進基本計画改定（国）
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）

## (3) 宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例

本条例は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進することにより廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理することにより生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、平成6年（1994年）12月26日に施行した。



## 5 国、県の達成目標

### (1) 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めている。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示している。

国の数値目標を次に示す。

表 2-7 国の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成19年度に対し、平成27年度において約5%削減
リサイクル率	平成19年度の20%に対し、平成27年度において約25%に増加
最終処分量	平成19年度に対し、平成27年度において約22%削減

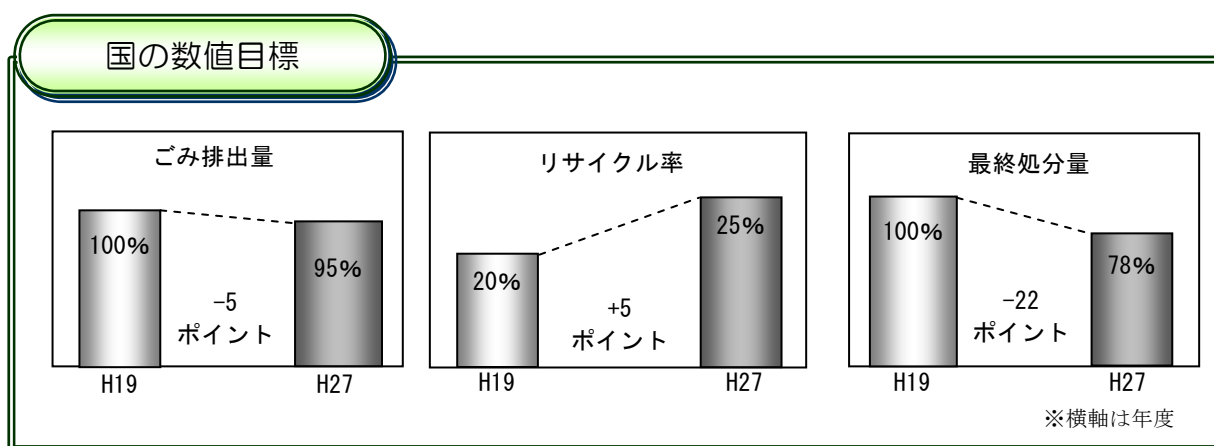


図 2-4 国の数値目標

## (2) 県の達成目標

兵庫県では、平成 19 年（2007 年）4 月に『兵庫県廃棄物処理計画』を改定している。この計画は、循環型社会づくりに関する県の基本的な計画で、廃棄物の減量その他その適正処理に関する具体的な目標や方策などについて定めている。

同計画においても、国の数値目標と同様に一般廃棄物の排出量等の目標が定められている。

数値目標を次に示す。

### 計画の基本方針

#### 1 循環型社会の実現（5 R の推進）

あらゆる主体の参画と協働のもと、県民・事業者等は循環型社会の必要性を認識し、現在の大量生産・大量消費を前提としたものの流れを自ら改めるよう、いわゆる 3 R (Reduce、Reuse、Recycle) に、Refuse（不要なものを受け取らない）、Repair（修理して長期間使う）を加えた 5 R に配慮した行動に切り替えていくというのが、これまで本県が提唱してきた考えである。

その 5 R を支える受け皿の整備を促進することが本計画の目的の一つであり、そのための施策展開が重要である。第一には、廃棄物の発生抑制であり、第二にはリサイクルの推進である。県民・事業者共に、廃棄物が発生しないように努力をするとともに、発生した廃棄物は、リサイクルに回すよう努力して、廃棄物として処理するものを減らしていく。

#### 2 適正処理の確保

5 R を講じてもお排出される廃棄物については、原則として、その処理責任を負う市町又は排出者が適正処理を推進する。しかし、個々の市町や事業者では処理が困難なものについては、処理に対する信頼性・継続性を確保する観点からも公共関与による広域的な施設整備を目指す。

不法投棄や野外焼却等の不適正処理は、健全な物質循環の流れを乱す原因にもなるほか周辺環境への負荷も大きく、そうした処理がなされるとその復旧に多大な時間と費用を要することから、その未然防止を徹底する。

特に、本県は人口及び産業の集積地の後背に、こうした不適正処理の発生場所となりやすい山間部を有していることから、行政のみならず、県民や事業者とも連携した効果的な不適正処理防止策を講じていく。

また、生活環境に著しい支障が生じる悪質な不適正処理事案に対しては、再発を防止する観点からも、厳格な対応を行う。

表 2-8 県の数値目標

項目	目標
ごみ排出量	平成15年度の1人1日当たりごみ排出量:1,183g、排出量:2,625千t、に対し、平成27年度において1人1日当たりごみ排出量:923g(生活系637g、事業系286g)、排出量:2,131千t とする。
リサイクル率	平成15年度の13.5%に対し、平成27年度に25%とする。
最終処分量	平成15年度の416千t に対し、平成27年度に287千t (31%減)とする。

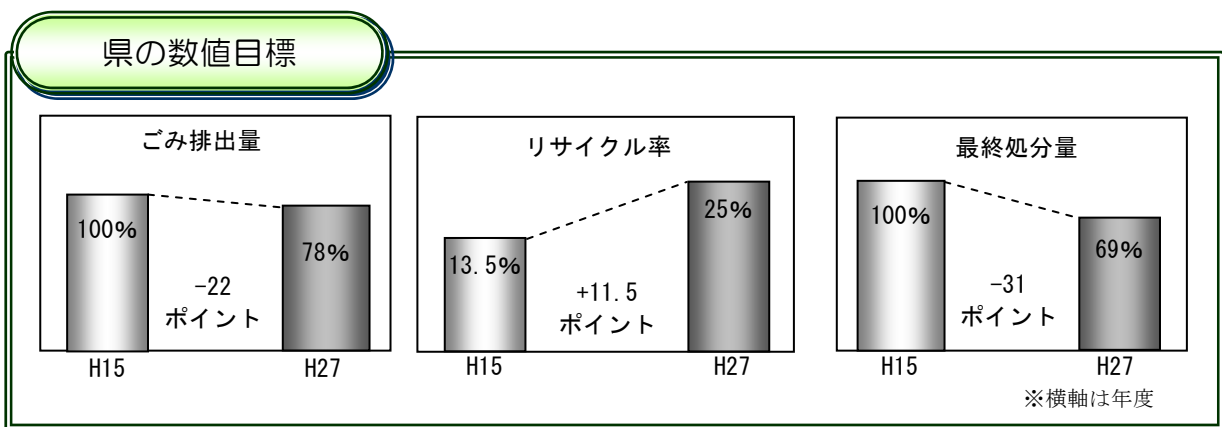


図 2-5 県の数値目標

